

育英大学及び育英短期大学の奨学金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、育英大学及び育英短期大学の奨学金支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生)

第2条 特に学業成績優秀で、人物に優れ、他の学生の模範となる学生と認められる者を奨学生とし、奨学金を支給することができる。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、各学期に納める授業料の2分の1の額とする。

(奨学生の人員)

第4条 奨学金支給の対象人員は、各専攻及び各学科の各年次の在籍学生数の2%以内を原則とする。

(奨学生の選考及び支給時期)

第5条 奨学生の選考は、各学期ごとの成績に基づき選考し、翌学期に奨学金を支給する。ただし、育英大学にあっては4年次後期、育英短期大学にあっては2年次後期の在学生は対象としない。

(奨学生の審査及び決定)

第6条 学長は、奨学生の選考について教務委員会に諮り、その選考結果に基づき、理事長の承認を得た後、これを決定する。

(奨学生の選考基準)

第7条 第5条に定める奨学生の選考は、選考の対象となる学期のグレード・ポイント・アベレージ(GPA)による成績順位に基づいて決定する。ただし、GPAが同値の場合は、総合的な学業成績の評価及び平常時の姿勢・態度、課外活動・社会的活動等を評価し、選考する。

(奨学生の取消し)

第8条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の認定を取り消すことができる。

- (1) 除籍、退学又は休学になったとき。
- (2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) 奨学生としてふさわしくない行為のあったとき。

(奨学生の返還)

第9条 前条により奨学生を取り消された者は、当該期間の奨学生を全額返還しなければならない。

(事務)

第10条 この規則に関わる事務は、事務局教務課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるものほか、奨学生支給の実施について必要な事項は、学長が定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、学長の申出により理事長が行う。

附 則

この規程は、平成17年3月28日に制定し、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月24日に改正し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成30年3月16日に改正し、平成30年4月1日から施行する。